

地域・家庭の教育力の向上を図るために

〈 10の提言 〉

平成25年6月18日

筑後市社会教育委員の会

社会教育委員の会・学習会のまとめ

1、はじめに

平成 21 年 4 月に社会教育委員として 15 名が 2 年間の委嘱を受けました。その折、各委員に仕事の内容や、最近の状況について説明が行われました。そのなかで「委員として、何を、どのように、どうするのか…が解らない。」「行政は委員の会議を年に何回ほど計画しているか。」などの意見が出されました。

当時、市では「市民が主役のまちづくり」を推進するため、各校区に「校区コミュニティ協議会」の設立を指導していました。しかし、行政の説明不足もあり市民団体等の積極的な取り組みに至らず、市民側も方法論が理解できずに足踏み状態にありました。このような時に、委嘱を受けた委員の間で、「これらの問題について委員としてどう取り組むべきか？」などが話題となりました。また、教育委員会は「図書館の問題」を抱えており、社会教育委員として大きな学習課題があることを痛感していたところでした。そこで委員協議のうえ、自主的に学習会を行い委員の意識向上と課題解決のための情報の共有を図ることにしたものです。(担当課では、会議の費用弁償が数回分しか予算化していないとのことでしたが、個々の生涯学習にもなるので、と委員から申し出がありました。それを踏まえて毎月開催することになりました。)

平成 21 年 8 月から毎月、社会教育委員による学習会が開始されました。約 1 年間にわたる学習会の成果について、翌年 10 月に『社会教育と「まちづくり」について』を市長及び教育長に提言して、その考え方を示しました。

2、その後の取り組み

『社会教育と「まちづくり」について』を提言したことにより、社会教育委員の「まちづくり」に対する考え方、住民として協働への意識が大きく変化しました。「社会教育」「生涯学習」「まちづくり」などの現代的課題が見えるようになってきました。

これら現代的課題の背景として重要なのは「地域の教育力」「家庭の教育力」が低下しているという問題をどう解決していくかでした。両教育力の低下が言われて久しく、社会教育を推進するうえの重要課題となっています。改正教育基本法においても、従来は社会教育の中に含まれていた家庭教育を保護者の責任において家庭で取り組むべきものとし、社会教育は保護者が行う子育てを側面的に援助するもの、としています。

「教育力とはなにか」を社会教育家・三浦清一郎氏は次のように言っています。

『みんなが「教育力」という言葉を使う。しかし、教育力の概念は必ずしも分かりやすく定義されていない。例えば、総理府が行った調査に「家庭の教育力は低下しているか」という質問がある(「青少年と家庭に関する世論調査」総理府広報室 平成 5 年)。ある人は「まったくその通りだと思う」と回答し、別の人は「ある程度そう思う」と回答している。この時、人々はどんなイメージで「教育力」という言葉を捉えて回答したのだろうか。また、別の調査では「学校で教えて欲しいものはなにか」という質問がある。この場合は「学校の役割」を尋ねている。「教えて欲しいもの」は「果たすべき役割」と同じ意味である。そうすると、「学校で教えて欲しいもの」は学校に期待されている「役割」であり、「家庭で教えるべきもの」は「家庭が負うべき役割」である。したがって、家庭が「その役割」をきちんと果たしていない時、「家庭の教育力

は低下している」ということになる。すなわち、「教育力」とは、「教育役割の遂行能力」を意味する。教育役割の実行は具体的な「教育プログラム」の実施である。それゆえ、「教育力」とは個人を取り巻く「教育プログラム」という意味である。学校の場合を考えてみれば明らかであろう。学校の教育力とはカリキュラムの遂行能力である。「あいさつ」を教えるのは「学校の役割」であると親が望むとき、それは「あいさつの指導をカリキュラムに含めよ」と言っているのである。したがって、「家庭の教育力」とは「家庭に存在する学習プログラム」の遂行能力の意味であり、「地域の教育力」とは、「地域に存在する学習プログラム」の遂行能力の意味である。それゆえ、「教育力がある」ということは、「学習プログラム」があり、かつまた、その遂行能力があるということである。逆に、「教育力がない」ということは、「学習プログラム」がないということであり、学習プログラムが遂行されていないということである。』

ここで三浦氏は、学校では学習プログラムに沿って「教育力」をつけているが、家庭や地域にはそれらを遂行するための学習プログラムがないために「教育力」が進んでいないと言っています。

これらのことから、生涯教育を推進するなかで社会教育が取り組むものは幅広くまた奥深いことを実感します。まさに、生涯教育的な考えから「学校教育」「社会教育」「家庭教育」の総合連携になると考えます。また、これらを地域で推進していくには、活動の場、学習の場が必要になります。地域では町内公民館がこの役目を背負っていますが、その活動状況はまちまちで活動の活性化が見えてきません。その原因を調べてみると、公民館長の業務が広範囲かつ多忙であること、そのわりに実績が評価されていないことがわかりました。さらに、行政による公民館（長）の仕事についての指導が遅れているようでした。

ここに社会教育の重要性が出てきました。学校教育は学校、家庭教育は家庭という学習活動の場を持っています。社会教育はこれらを含めた場における学習や活動を推進しています。それらの実践部隊とも言われるのが公民館活動であり、社会教育が「地域づくり」「人づくり」の鍵を握っていることになります。

前回（平成 23 年 10 月）に提言したように、校区コミュニティ協議会を設けた後の「まちづくり」の中核は公民館長たちの活動にかかっていますが、前述したような状況では「母屋できて魂いれず」に終わるような感じがします。このような現状を再度検証する必要があるのではないかと考えます。

そこで、私たち社会教育委員は、地域における各教育がどのように計画され、実施されているかをあらゆる角度から学習することにしました。当初 1 年間ぐらいと計画して進めてきましたが、中身が濃いことから 2 年間に延長して学習・討論を行いました。社会教育委員各自の学習成果を会の意見として活用していただければ、と思います。

3、地域における子どもへの関わり（現状）

（1）社会教育関係について

・町内公民館

各行政区において独自の事業（伝統行事を含む）が実施されています。また、ほとんどの地域において、安全安心のまちづくり運動が行われています。

・PTA活動、子ども会活動

各団体において小中学校並びに地域において積極的な事業が展開されています。

・学童保育

全小学校区域に設置されましたが、課題も多いようです。

・エンジョイ広場

筑後・水田・水洗・羽犬塚・古川・下妻小において実施されています。

・通学合宿

地域の公民館等において4泊5日にわたる子どもたちだけの共同生活を通して、基本的な生活習慣を身につけるための事業です。24年度は、古川・筑後北・古島・羽犬塚校区で実施されました。

＊平成13年度に国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施した社会教育実態調査「地域における通学合宿活動の実態に関する調査研究」において、7つの提言が出されています。①教育委員会から「実行委員会」「社会教育関係団体」へ。②一度に多くの参加者よりも、少ない参加者で回数多く。③実施期間長期化を。④素朴な生活体験を。⑤通学合宿活動は子どもの生活体験を豊かにすると同時に、地域の教育力を高める。⑥「いつでも」「どこでも」「だれでも」できる通学合宿。⑦地域のすべての世代（親、青少年、高齢者等）が参画するような通学合宿。

・アンビシャス広場（県の補助事業）

古川・上町・羽犬塚・水田地区で開所されていたが、現在は水田小校区のみで実施しています。それも24年度で終わる予定とのことです。

・図書館の関わり

読み聞かせボランティア→子育て支援課、健康づくり課などと連携して、積極的に活動しています。

・あいさつ運動

子どもたちに生活習慣を身につけさせるとともに、地域の交流が深まることを目的として毎月第1水曜日に小中学校の校門前等で実施されています。

＊この運動が「あいさつ名人」「掃除名人」「オアシス運動」へと進んでいる学校もあります。

（2） 児童福祉、子育ての関わり

- ・民生委員・児童委員、主任児童委員と関係団体等との関係
- ・保育所、児童福祉施設における対応

保育所 13 ヶ所（その他の保育所 4 ヶ所）

- ・学童保育、おひさまハウス

学童保育所の現状についてあまり知られていません。

- ・健康づくり・0歳・1歳・3歳児検診、予防注射

読み聞かせボランティアの活動

- ・子育てサロン

町内公民館活動、校区コミュニティ等との連携

（３）高齢者福祉との関わり

- ・安全安心のまちづくりの中核となっています。特に地域活動を実施するに当たっては、高齢者の協力なくして成功は厳しいものがあります。
- ・地域で実施されている「デイサービス」は地域住民との身近なふれあいの場であるとともに、生涯学習の成果を見出すところでもあります。
- ・地域における高齢者の活動は、個々の生涯学習の成果を活用する場として重要であり大切な社会資源でもあります。

（４）青少年教育

- ・体験活動は子どもの成長に必要不可欠であり、学校教育の中でも重要性は認識されていますが、時間的問題や人材（指導者）の面など厳しい問題があるようです。社会教育面からの積極的な働きかけが重要となっています。

（５）社会教育関係団体等の活動の状況

- ・PTA、青少年育成市民会議、子ども会、スポーツ少年団、連合婦人会等の活動年に1～2回の研修会が実施されています。

＊社会教育関係団体・・・社会教育法第10条

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（６）子どもの基本的生活習慣や規範意識の醸成

- ① 学校教育ではどのような指導が行われているだろうか
 - ・学校教育で実施している現状は（学校評議員会資料から）
 - ものや金銭を大切にする
 - 良いこと悪いことの区別をし、良いと思うことは進んで行う
 - 気持ちの良い「あいさつ」、言葉づかい、ふるまい
 - 感謝するところ
 - 生命を大切にするところ

- 約束やきまりを守り、公共のものを大切にする（公德心）
- 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役立つ
- 郷土や伝統や文化を大切にする

② 地域や家庭での取り組みの現状

・社会教育事業での取り組み

あいさつ運動（毎月第1水曜日実施）

家庭教育学級の開催（各学校、PTA等において実施）

ラジオ体操の実施

市民会議、校区民会議等における活動

PTA・・・早寝、早起き、朝ごはん

③ 道徳教育はどこが行うのか

- ・第1義的には「家庭」保護者である。・・・教育基本法第10条、平成19年改正学校、地域が補完的に行う（連携協力）。・・・基本法第13条

*〈参考〉道徳教育の必要性（小学校学習指導要領・道徳編）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

・道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童の自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにするなどに配慮しなければならない。

（7）社会教育と家庭教育事業について

① 家庭における子どもの教育は

- ・家庭教育（教育基本法第10条）「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」

- ・幼児期の教育（教育基本法第 11 条）「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」
- ・学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（教育基本法第 13 条）「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」

＊旧法で「家庭教育」については、

「家庭教育」の項目の新設について次のように説明しています。『旧教育基本法が制定された 1947（昭和 22）年当時から現在に至る家族像の変化がある。大家族の割合が高く、地縁的な繋がりが確固として存在した旧法制定当時は、父母のみならず祖父母、兄弟、地域住民が一体となり、子どもを育てていくという価値観が共有されていた。しかし、核家族化が進行し、地域社会の喪失が叫ばれている今日、従来、祖父母や地域社会から父母へと受け継がれていた「子育て」手法の伝承が困難になっている。国や地方公共団体が行う情報提供等の支援によって、その狭間を埋めようとする姿勢を読み取ることができる。』

＊1996（平成 8）年の中教審答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第 1 次答申）」には、『家庭の教育力が低下傾向にあることを認めたとうえで、日常生活における躾や学校外における巡回補導は、本来ならば家庭や地域社会が担うべき任務であるとした。』また、教育改革国民会議は、その最終報告「教育を変える 17 の提案」において、『子どもの教育に対する親の意識欠如が子どもの未来を左右するとし、人間性豊かな日本人を育成するために、「教育の原点は家庭であることを自覚する」必要性を強調しています。』

② 家庭教育学級の推進

- ・この分野においては、各学校、PTAに委ねているのが現状であるが、先進地の状況を見ると広く社会教育関係団体を通じての事業を展開しているようです。
- ・社会教育関係団体との連携協力が必要です。（社会教育関係団体の育成・指導から）

《資料》

「家庭の教育力を支えるために今取り組むこと」6つの提言（佐賀県社会教育委員の会）

提言 1 一人一人に届く講座にしよう

提言 2 子育て支援の人材を育成して活用しよう

提言 3 公民館を親子が集える場にしよう

提言 4 地域の体験活動を充実させよう

提言 5 学校は家庭や地域に積極的に関わろう

提言 6 子育てがしやすい職場環境にしよう

③ 町内公民館活動との関係

- ・行政区で行われている地域事業、伝統行事などに親子で参加できる機会などを計画す

ることが重要です。

- ・町内公民館の事業に積極的に参加することが大切となっています。

4、地域で取り組む子ども対策（課題）

（1）青少年教育、成人教育（高齢者教育を含む）の考え方と取り組み

- ・各教育との連携協力（関係機関との情報の交換及び連携）
- ・町内公民館活動
 - 地域における活動・・・関係団体の連携協力
- ・体験活動の重要性、学校教育との連携
- ・通学合宿についての意義を地域に啓発し理解を促す。

（2）校区コミュニティ協議会と社会教育、学校教育

① 「コミュニティ・スクール」と地域との関係

- ・学校側から校区コミュニティに仕掛けた・・・春日市
三者連携、学社連携・融合へ積極的に取り組んだ例

② 校区コミュニティ協議会の運営母体となる関係団体の指導育成

- ・関係団体を所管する関係機関の調整及び担当課の指導が必要です。

行政区、公民館、婦人会、老人会、環境美化委員、民生委員、PTA、子ども会
地域活動を活発に推進していくためには、地域の有志指導者の協力がなくては
成功には厳しいものがあります。それは、指導者の方々の大半がボランティア活動
で取り組んでいるからです。最近はこの問題について、人々の考え方が変わってき
ているようです。地域の人々の協力と意識改革が大切となっています。

③ 地域と学校教育との関係

- ・学校教育の情報が不足、何を地域に望んでいるのか、何を求めているか
→どのようなことを望んでいるのか、学校側からの発信を促す。
- ・学校側から地域づくりへの積極的な情報の発信
→地域づくりへの参画（学習ボランティアとしての参加など）

（3）第2次生涯学習推進基本計画(平成19年9月)における社会教育、家庭教育

- ・「12 生涯学習を進めるための施策」
(1) ～ (13) を参考に社会教育の充実を図りましょう。

（4）社会教育施設（公民館）と公共施設

① 地域住民の学習・活動の場の整備

縦割り行政の最たるもの・・・地域では「子どもから高齢者」までが対象になっています。

中央公民館、図書館、おひさまハウス、学童保育所（公設民営）など

② 住民が気軽に利用できる・地域の活動団体との連携協力

いつでも、だれでも、簡単に利用できる施設・コミュニティ・センター（校区に）が必要です。地域住民は気軽に利用できる施設を望んでいます。

③ 校区公民館（コミュニティ施設）の望ましいあり方

市長部局と教育委員会の意識改革・・・「できない」のではなく「していない」

・大分市・・・1つの建物に公民館、図書館、高齢者福祉施設など

・山田市・・・小学校と高齢者福祉施設が併設

・亀岡市（京都府）・・・生涯学習センター、図書館、高齢者福祉施設、道の駅など

・茅野市（長野県）・・・中学校、校区公民館の併設

学校教育法第137条（学校施設の社会教育への利用）

社会教育法第44条（学校施設の利用）

④ 校区コミュニティ（校区公民館）⇒小学校単位の行事、行政区にできない事業

事務局、各種団体の事務局（協議会を支えている団体の事務所）など

《一口メモ》学校開放についての各法での取り決め

・学校教育法第137条（学校施設の社会教育への利用）学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。

・社会教育法第44条（学校施設の利用）学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のための利用に供するように努めなければならない。

・社会教育法第45条（学校施設利用の許可）社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

（5）社会教育事業と公民館

① 地域の活動拠点（生涯学習施設）としての公民館

・公民館、地域を熟知しよう。公民館に出入りしている人々と仲良くなろう。

・生涯学習・社会教育について共通理解の必要があります。

・職員の意識改革（仕掛け人意識の醸成）

社会教育職員はまちづくり、地域づくり、人づくりのスペシャリスト

地域の人々の指導者、情報提供者（地域の情報を熟知しておく）

② 「まちづくり」推進・・・行政職員の意識改革（やる気、情報の提供と共有）

・社会教育課・・・事業の企画立案

社会教育主事、公民館主事等の意思疎通の場を設ける。

- ・中央公民館・・・社会教育事業の推進（実働部隊）
- ・地域活動の情報の収集
- ・校区コミュニティ協議会が完成すると公民館出張所は必要ない。
- ・社会教育関係団体の指導と育成

（６）生涯学習社会の中核としての社会教育は

① 行政の縦割りを解消

- ・同一事業、同一時期、同一対象の見直しに取り組む
参加者の動員、予算の消化、企画者の自己満足になっているのでは。
- ・事業の連携協力、役割分担の必要性

② 単独施設から複合施設への意識改革

- ・今後考えられるものとして、校区コミュニティの活動場所の問題
- ・学校改築、学童保育所の問題
- ・抜本的な意識改革（法律を変えさせるくらいの意識改革）
熊本県小国町＝体育館 宮崎県綾町＝体育館・図書館など
- ・民間との連携協力・・・P F I 方式の活用

（７）社会教育委員の会の取り組み

- ① 社会教育委員として、日頃から「まちづくり」「人づくり」について、学習の充実と広範囲の情報の収集や意見交換により、他の範となるように努めたいと思います。
- ② 社会教育課が行う事業の一環で協力できる分野のうち、できる範囲の学習事業について協力していきます。
 - ・コミュニティ・リーダーの養成
 - ・ボランティア活動

＊「ボランティア活動とは、個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することである。ボランティア活動の基本的理念は、自発（自由意志）性、無償（無給）性、公共（公益）性、先駆（開発、発展）性にあるとする考え方が一般的である」（平成４年生涯学習審議会答申）

５、提言の柱＜方策＞

- （１）「市民が主役のまちづくり」は、地域・学校・家庭の連携協力によって取り組むことが大切です。

(2)「魅力と元気いっぱいのまちづくり」の原動力は、地域の公民館活動の活性化にかかっています。

(3)地域の活性化を図るために、校区コミュニティの形成が進められています。その中核となるのは社会教育です。

*生涯学習まちづくりの中核を担っている社会教育は、「地域づくり・ひとづくり」を推進するという重要な役目をもっています。

6、再度、「まちづくり」⇔「ひとづくり」の関係を考える（方策）

(1) 市がしなければならないこと

- ① 法律、条令、規則等
 - ・教育基本法、生涯学習基本法、地方自治法、男女共同参画社会基本法、高齢者社会対策基本法など
 - ・社会教育法、学校教育法など
 - ・市町村条令、規則等
- ② 市総合計画、各種基本計画など
- ③ その他・・・市民憲章、都市宣言

(2) 何により実施している

- ① 総合計画、基本計画等により、どのような事業が行われているか？
- ② 現状（どこが、なにを、どのように）
- ③ 予算状況
- ④ 事業の評価

(3) どうしたらよいのか

- ① どこが・・・行政、NPO、地域活動団体など
- ② だれが・・・市民、地域住民など
- ③ どこで・・・公共施設、民間施設など
- ④ どのように・・・今まで通り、大きく見直して実施するなど
- ⑤ 何が欠けているのか・・・思い切った改革はできないのか
- ⑥ どうしたらよいのか・・・考えたことは？ 話し合ったことは？

*家庭教育に地域ではどこまで力を貸せるか考えよう、見直そう。

(4) 社会教育、地域振興担当が考慮しなければならないこと

- ① 社会教育課（教育委員会）・地域支援課（市長部局）の連携協力

- ・職員の意識改革・・・意志の疎通（誰のため、何を、どのように、するのか）
- ・縦割り意識をなくす、情報の共有・・・人材の育成、予算の協力
- ・連携を意識した学習講座の立ち上げ
地域住民に向けた学習プログラムの作成

② 中央公民館⇄校区公民館⇄町内公民館

- ・地域を意識した取り組みと現状把握（役割の明確化が必要となっている）
- ・現代的課題の学習・・・リーダーの育成と発掘・活用
- ・公民館職員の意識改革・・・地域情報の収集と活用
- ・町内公民館長の待遇改善・・・館長の日常業務の把握
（行政区長、農政区長、環境衛生指導員、民生委員、各種委員の報酬等の調査比較が必要となっている）

③ まちづくりと社会教育関係団体

- ・社会教育関係団体の指導・育成
自主活動・・・社会教育主事・公民館主事等による現場での指導
- ・地域活動団体と社会教育関係団体との連携協力・・・情報の共有
- ・補助金と自己資金の関係
- ・まちづくりリーダーの発掘と養成（企画は社会教育課、実施は中央公民館）

④ 校区コミュニティと「人づくり」

- ・社会教育の出番・・・生涯学習推進の中核を担っている

*いま何故「コミュニティ」なのか？

コミュニティにおける人間関係の希薄さが、様々な地域の問題を生み出したり、これまで問題とならなかったことが新たな地域課題として浮上したなど、「地域」や「コミュニティ」という身近な地域社会の重要性を指摘する声が、最近多く聞かれるようになった。また、行政改革の流れで行われた合併にもメリットとデメリットがあるが、そのデメリットを最小限に止めるためにも、コミュニティレベルでの地域づくりが、今求められている。

「青少年の非行」「地域の治安」「省エネ・リサイクル」「介護」「高齢社会」「コミュニティ」にたどり着くように感じます。地域における社会教育と地域づくりの中核的施設として公立公民館が設置され、学校教育の専門施設として小・中学校が置かれています。教育に携わる私たちは、公民館と学校を中心としたコミュニティレベルでの教育環境づくりと人間関係づくりに取り組むことが大変重要となっています。

以前は、行政が補助金を出したり予算を組んだりすることによって、必要な物を買ったり、必要な人員を雇ったりすることができました。しかし、公民館や学校をはじめとした教育機関、そして社会教育関係団体も厳しい予算による運営を強いられています。社会教育が従来から得意としてきた「ネットワークづくり」をさらに進化させた、総合的なネットワーク型行政の構築が必要となってきました。

（公民館ハンドブック「コミュニティ教育への道案内」佐賀県公民館連合会）

⑤ 行政内における情報の共有、意識改革

- ・国をあげて厳しい行財政の中で、地域においては財政的支援の削減が進む状況下にコミュニティが存在しています（あるいは眠っています）。様々な教育に活かすことができる資源（ヒト、モノ、コト、カネ）を有効に活用し、関係者が共有することが重要となってきます。

7、地域・家庭の教育力を取り戻すために（社会教育委員の会から）＜10の提言＞

① 市民が主役のまちづくりに真剣に取り組もう

- ・住みよいまちづくり、市民が主役のまちづくりは、そこに住んでいる人々で話し合い、協力してつくるものである。

② 目的は「地域の子どもは地域で育てる、守る」

- ・子どもは地域の宝、次代を担う大切な人材である。（家庭・保護者への助言）
- ・家庭教育を推進し、援助していくのは社会教育しかない。

③ まず「大人の意識を変えよう」

- ・自身が親から教わったことを振り返ってみよう。（家庭教育の充実）

④ 学校・地域社会（家庭）の連携・協力

- ・聖域を作らない。学校は地域の生涯学習センターであり交流の場でもある。
- ・三者連携、学社融合（学校と地域の連携）・・・いま真剣に考えるとき

⑤ 行政の縦割り（意識）を変えよう

- ・流動的な予算の活用、各課・係間の連携協力を進めよう。
- ・地域に垣根はない。その地域が良くなればよい。

⑥ 地域、コミュニティで「まちづくり、人づくり」を進めよう

- ・地域を知ろう。地域内のタテ、ヨコの軸を見直そう。・・・家庭・学校・社会の連携
- ・コミュニティ・スクールの検討、学校と地域の連携との関係

⑦ 社会教育、公民館は住民の活動しやすい機会、場を積極的に作ろう

- ・社会教育、公民館が持っている「まちづくり・人づくり」のノウハウの活用

⑧ 地域のことは住民全体で考え、汗を流し、行動しよう

- ・地域には地域の歴史、伝統行事が豊富にある。それらを発掘、活用しよう。
- ・住民がまちづくりに容易に参加できるように情報の提供を積極的に行おう。

⑨ 校区コミュニティは地域住民が組織し、話し合い、活動する場である

- ・校区内の住民が活動できる学習の場づくりは社会教育、公民館の役目である。
- ・いつでも、だれでも、簡単に利用できる生涯学習拠点(校区コミュニティセンター)が必要である。

⑩ 次代のまちづくりリーダーを育てよう（発掘と育成）

- ・人材の育成と活用は、社会教育が中心となり学習プログラムや情報を提供する。
- ・地域では、多くの人々がまちづくり活動に参加している。

8、その他（参考事項・資料）

(1) 生涯学習(教育)・社会教育とは・・・わかっているようで理解していない。

生涯学習とは、人間が生まれてから死ぬまでの一生涯にわたっての学習のことです。

「生涯教育」は教育者の立場からみた表現、「生涯学習」は学習者の立場からみた表現になります。

生涯学習は、人間一人ひとりが自発的かつ主体的に行うことが基本になります。生涯教育（学習）は、大別して家庭教育、学校教育、社会教育を包含するものです。社会教育は広く社会において行われる教育のことで、その社会教育においては、行政が直接的または間接的に支援する活動領域と、住民が独自に自主的に行う活動領域（例えばNPOの活動）があります。では、社会教育行政は何のために行うのでしょうか。簡単に整理すれば、①一人ひとりの人生が、心豊かで生きがいのあるものになるための支援のために。②人と人、人と地域社会等をつなげて安心で住みよく、豊かで活力ある地域社会をつくっていくための支援。とすることができます。また社会教育行政は、あらゆる行政の基底となるものです。

生涯学習行政を推進していくためには、先ずは教育理念、推進基本構想が定かであることが必要になります。学校教育にあつては、知、徳、体の調和がとれた人間、また家庭教育、社会教育を通して豊かな感性をもった人間、自ら主体的、創造的に取り組む意志をもった人間、社会に適応し、生きる力をもった人間の育成支援が望まれます。

(2) これからの社会教育行政のキーワードと思われるもの

- ① つなげる・・・人と人との絆、社会教育施設、企業、大学、NPO、諸団体、家庭、

学校、地域社会

- ② 住民の実際生活に即する学習機会
- ③ 地域特性、地域資源を生かす
- ④ 地域人材の発掘と活用
- ⑤ まちづくり人材の育成
- ⑥ 家庭教育支援
- ⑦ いつでも どこでも だれでも なんでも
- ⑧ 協働
- ⑨ 共生
- ⑩ 世界的視野で I C T（情報通信技術）の活用
- ⑪ 現代的課題
- ⑫ 地域課題
- ⑬ 職員の情熱とコーディネート力量
- ⑭ 幹部の理解
- ⑮ 評価（どう役立ち、どう生かすか）
- ⑯ 夢と実現

（３）「行政」として「社会教育関係団体」に「できること」「できないこと」

*月刊「社会教育」（平成 25 年 2 月号）P39 千葉県秦野市社会教育委員・飯田皓一氏の投稿から

行政・公民館が連携・協力を図っている社会教育関係団体は、地域の実情によってもかなり異なるでしょうが、地域婦人会、青年団、文化連盟など多様な団体があると思われます。また、その連携・協力の形態についても、運営に対する「専門的技術的指導又は助言（社会教育法第 11 条）」から資料作成への援助、場合によっては会場設営協力までその内容は多岐にわたっています。しかし、他の各公民館での連携・協力の現状を見ると、社会教育法に定められた「社会教育関係団体」と「行政」の関係を超えた過度の支援・援助が見受けられます。では、「行政」として「社会教育関係団体」にどこまで支援・援助ができるのかを調べてみました。

・「できること」

- ① 「社会教育関係団体」の施設利用に対する便宜を図ること
- ② 「社会教育関係団体」の会議等の会場設営協力
- ③ 会議資料等の印刷、製本への協力
- ④ 社会教育関係団体間の連絡を図ること

・「できないこと」

- ① 社会教育関係団体の会議資料を作成すること
- ② 社会教育関係団体の会計・補助金（申請事務等）を取り扱うこと
- ③ 社会教育関係団体の機関会議でメンバーの一員として運営に関して発言するなど、社会教育関係団体の自主的運営に対して介入すること

(4)「まちづくり」の意味と仕事・・・再確認の意味から

いま、「まちづくり」という言葉がいろいろなところで語られ利用されていますが、この言葉の意味（「町、街づくり」から変わったこと）が、どこまで理解されているでしょうか。この言葉の生みの親である田村 明氏の説明の「10 の意味」を見ると（「まちづくりの実践」1999 年 「まちづくりの発想」1987 年 田村明著・岩波新書）

- ① 官主導から市民主導へ
- ② ハードだけでなくソフトを含めた総合的な「まち」へ
- ③ 個性的で主体性ある「まち」へ
- ④ すべての人々が安心して生活できる人間尊重の「住むに値する」まちへ
- ⑤ まち社会とその仕組みづくり
- ⑥ 「まちづくり」を担うヒトづくり
- ⑦ 環境的に良質なストックとなる積み上げ
- ⑧ 小さな身近な次元の「まち」に目を向ける
- ⑨ 広域的に考え、世界の「まち」と繋がる
- ⑩ 理念や建前だけでなく実践的なものへ

* 「まちづくり」を担うヒトづくり・・・欄の説明を見ると

- ① まちを愛する人づくり
- ② 子どもとまちづくり
- ③ 生涯学習
- ④ まちづくりの専門家づくり
- ⑤ 現場のリーダーおこし

*おわりに

・第2期では、平成22年11月から「地域・家庭の教育力の低下」の原因や復活について、また社会教育委員は何をしたらよいか？について学習会のテーマとして取り組んできました。中身が膨大で奥が深いことを実感し、改めて教育分野のみでなく、行政全般のなかに関連するあらゆる分野の話を聞くことにして短期間での提言というより、1期2年を念頭に学習会を行い、その結果を社会教育委員からの「まとめ」として提言することにしました。

*一口メモ

・社会教育関係団体、まちづくり団体、地域活動団体等の代表として、市の各種委員会の委員として参画するときの心構え

- ① 各種委員会の委員として参画する場合には幾つかのパターンがあるので、委員として委嘱を受けた時は次のことを心がけています。
- ② 大半の委員会の委員を委嘱するときは、市は次の方法をとっています。

- (ア) 委員会の目的を考慮して、関係団体の代表に委員選出の依頼をします。依頼を受けた団体の代表者は委員を決めて報告をします。
 - (イ) 団体の代表として報告された人は、会を代表として発言することになります。また、市は発言者の意見を個人の意見ではなく、団体の意見として考えます。
 - (ウ) そのためには、委員会の委員に委嘱を受けた人は個人の意見ではなく団体の意見としてとられることを意識し、十分に団体の意見を聞き集約をしたものを発言しなければなりません。
- ③ 各種委員として委嘱を受けるときは、一般的に
- ・ 前項で説明した、団体の代表として委嘱を受けた人
 - ・ その案件について幅広く学習している、活動しているなど少数の人
 - ・ 案件に対して一般の人の中から公募により意見を聞いて参加する人
- ④ 団体から選出された委員は、個人としての意見は発言できないことになります。
- ⑤ また各種団体から選出されている人は、出席案内がきた場合は十分に団体の意見をまとめておく必要があります。

* 団体の代表委員は委員会の状況を団体に報告する義務が生じてきます。そのため、各自の生涯学習が重要となってきます。

* 社会教育担当係は社会教育関係団体などの研修の折に、この点を十分に指導する必要があります。

* このような指導は、社会教育担当者にはしかできません。

「市民と行政の協働まちづくり」を進めるために

生涯学習社会における社会教育は何を

社会教育委員の学習会の経過

- ①平成 23 年 5 月 23 日 (11 名) 今後の取り組み・新任委員との協議
- ②平成 23 年 6 月 21 日 (10 名) 教育委員会指導主事から「筑後市の教育施策」
- ③平成 23 年 7 月 20 日 (12 名) 各課の説明後に意見交換
- ④平成 23 年 8 月 24 日 (13 名) 校区コミュニティの活動状況について
- ⑤平成 23 年 9 月 26 日 (12 名) 各課の説明の中から集約
- ⑥平成 23 年 10 月 26 日 (9 名) 同上
- ⑦平成 23 年 11 月 28 日 (12 名) 筑紫野市との意見交換会
- ⑧平成 23 年 12 月 7 日 (8 名) 大分県佐伯市へ先進地視察（生涯学習に関する取り組み等について）
- ⑨平成 24 年 1 月 23 日 (10 名) 現在までの意見交換のまとめ
- ⑩平成 24 年 2 月 20 日 (11 名) 課題が大きいために部分的にまとめていく
- ⑪平成 24 年 3 月 27 日 (13 名) 1 期 2 年で学習の成果として提言する
- ⑫平成 24 年 4 月 23 日 (14 名) 教育委員会委員との意見交換会を申し入れ
- ⑬平成 24 年 5 月 21 日 (11 名) 校区コミュニティについて
- ⑭平成 24 年 6 月 25 日 (10 名) 教育施策要綱について学習
- ⑮平成 24 年 7 月 24 日 (9 名) 教育委員会委員との意見交流会
- ⑯平成 24 年 8 月 21 日 (11 名) 社会教育と校区コミュニティについて
- ⑰平成 24 年 9 月 25 日 (10 名) 提言についての考え方
- ⑱平成 24 年 10 月 23 日 (11 名) 同上
- ⑲平成 24 年 11 月 26 日 (11 名) 同上
- ⑳平成 24 年 12 月 17 日 (10 名) 同上
- ㉑平成 25 年 1 月 22 日 (9 名) 同上
- ㉒平成 25 年 2 月 12 日 (9 名) 同上・公民館連絡協議会と協議
- ㉓平成 25 年 3 月 25 日 (10 名) 提言についての考え方

社会教育委員名簿

役 職	氏 名	所 属 団 体
会 長	江里口 充	文化連盟
副 会 長	西坂 ヨシエ	識見を有する者（一般公募）
委 員	古川 睦子	小学校長会
委 員	渡邊 亨	青少年育成市民会議
委 員	北島 奎吾	公民館連絡協議会
委 員	岩熊 徹	市PTA連合会
委 員	今村 淑子	子ども会連絡協議会
委 員	師富 静恵	体育協会
委 員	大藪 富士子	連合婦人会
委 員	吉開 富士雄	民生・児童委員協議会
委 員	田代 敏昭	老人クラブ連合会
委 員	中富 和子	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委 員	中村 秀一	識見を有する者（九州大谷短期大学）
委 員	世良田 静江	識見を有する者（一般公募）
委 員	上野 寛清	識見を有する者（一般公募）